

令和7年度 鹿島のファンづくり推進業務委託 仕様書

1. 案件名

令和7年度 鹿島のファンづくり推進業務委託

2. 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日

3. 目的・背景

市民の意識と行動変容を図るため、市制施行70周年の節目を契機にシビックプライドを醸成する取組として、鹿島で活動する人に着目し、PR動画や記念冊子を作成し、シティプロモーションを行ってきた。

2年目となる令和7年度は、『みんなが何かアクションを起こしたくなる情報発信』をテーマに、『シビックプライド醸成→シティプロモーション展開→交流・関係・活動人口の増加』を目指すために、市民共創型のプロモーション活動を実施する。

共創で取り組んだことを発信し、『共感』からつながる情報発信を行うことで、シビックプライドの醸成を図るとともに、鹿島市の認知度向上を目指す。

4. シティプロモーションの目標

・インナープロモーション(鹿島に関わりのある人)

シビックプライドを向上することで、地域への誇りと愛着を醸成し、自発的に鹿島市の魅力を伝えることで、共感と呼び、認知度向上・ファンの増加につなげる

・アウタープロモーション(鹿島に関わりのない人)

関係者からの情報を受け取り、共感することで、良さをしり、行ってみたいと思い、行動することで、地域の活性化につなげる

※関係人口(鹿島市と関わりを持つ人々)を増やすことを目標とするのではなく、地域づくりの活動に主体的にかかわる活動人口へと変化することで、人口の大小ではなく、『関わる人が生き生きしている』ことで、まちの『活力』が感じられることを目標とする。

5. 業務内容

鹿島市の目標を達成するために必要な広報プランを策定する。プランの中には、鹿島市の思いや目指す方向を共有できるよう、言語化や図式化し、多くの人に分かりやすく伝わるようにする。また、市民とともに『共感と共創』を生むアクションプランを作ることで、市民と共に考え、動く仕組みづくりを提案・実施すること。

また、これらの取組を行う上で、ビジュアルを制作し、その活用方法についても提案・実施すること。シティプロモーション、シビックプライドの醸成、デザイン、広報などの分野において戦略的、効果的な事業を推進するための支援を行うこと。

6. 業務項目

(1) 広報プランの策定

- ・ヒアリングを行い、鹿島市の施策・ビジョン等を明確に言語化すること。
- ・鹿島市が運用している SNS 及び広報体制の見直しを行うこと。
- ・KPI を設定し、プランの達成状況が把握できる形にすること。
- ・インナープロモーション(地域住民向け)及びアウトタープロモーション(外部向け)の両方を視野に入れたプロモーション方針・計画を盛り込むこと。

(2) アクションプランの設定

- ・広報プランをもとに、令和 7 年度に取り組むアクションプランを設定する。
- ・市民と共に考え、動く枠組みづくりを重視すること。

(3) 市民共創プロジェクトの設計・運営

- ・市民共創のあり方を踏まえたワークショップ・ヒアリング等の設計
- ・目的や想いを汲み取ったプロジェクト名の提案
- ・SNS や地域ネットワークを活用した参加者募集・広報支援(参加者が偏らないよう開催場所や時間を設定すること)
- ・ワークショップや対話会の企画・運営(2 回以上)
- ・参加者の声やアイデアを活かしたコンセプトの抽出
- ・SNS やレポート等でプロジェクトの進捗を報告・可視化
- ・情報発信(SNS 運用等)に関する研修を開催すること。

(4) プロモーション活動に必要なビジュアルの作成

- ・発信するハードルを下げるためのツールやアイデアの提供
- ・ツールの 1 つとして、市民の声をもとにしたビジュアルの作成
- ・作成までのストーリー(コピーライティング)の作成
- ・市民が発信するハードルを下げるためのツールやアイデアを提供する
- ・作成したビジュアル(ツール)の活用・展開プランの提案

7. 成果物

- ・策定したプラン等(紙媒体及び電子媒体各 1 部)
- ・報告書(紙媒体及び電子媒体を各 1 部)
- ・ビジュアルデータ(ai、jpeg、gif、png、PDF)及び付随するもの

8. 支払方法

本業務の委託料は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

9. その他

(1) 受託者は、市と綿密な連絡のもとに受託者の責任において業務を遂行する。

(2) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。

(3) 著作権については、以下の取扱いとする。

・本業務により新たに発生した著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、鹿島市に帰属することとし、鹿島市(鹿島市が指定するものを含む。)は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利保留物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合鹿島市は権利保留物について独占的に使用できるものとする。

・受託者は、本業務の成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

・受託者は、鹿島市に対し、本市納品物に関する著作権人格権を一切行使しないものとする。

・採用するキャッチコピー及びロゴマーク案から生じる商標権等の権利者は鹿島市とする。

・キャッチコピー及びロゴマークについて、第三者との間に著作権にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任、負担において、当該紛争における一切を処理しなければならない。

・受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(4) 受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(6) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、市と受託者において別途協議の上、対応するものとする。

(7) 受託者は、本仕様にて定めのない事項であっても、市が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(8) 本業務の遂行にあたり、法令等に違反しないこと。